

議案第45号

西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月8日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

新型コロナウイルス感染拡大を受け、新型コロナウイルス感染症感染者等への対応業務に従事した職員に対し、防疫手当の特例を措置するため。

西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年西脇市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
種類	支給区分	支給額	備考	種類	支給区分	支給額	備考
1 処置 手当	(略)			1 処置 手当	(略)		
2 防疫 手当	(1) 感染症患者若しくは感染症の疑いのある者を収容し、又は感染症の病原体の付着し、若しくは付着の危険がある物件又は患家の消毒作業に従事した者	1 件 300円		2 防疫 手当	感染症患者若しくは感染症の疑いのある者を収容し、又は感染症の病原体の付着し、若しくは付着の危険がある物件又は患家の消毒作業に従事した者	1 件 300円	
	(2) <u>新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した者</u>	<u>1 日 3,000円</u>	<u>新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合は、4,000円を支給する。</u>				
(略)				(略)			
(注) 1 (略) 2 <u>新型コロナウイルス感染症とは、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。</u>				(注) 1 (略) (新設)			

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年6月1日から適用する。